

も	く	じ
教育委員会	・	1
府民労働部	・	7
企画環境部	・	14

- 予算特別委員会の書面審査の概要をご紹介します。(その2)

## 教育委員会書面審査 (06年2月21日)

**本庄 孝夫** (日本共産党・京都市山科区)

### 少人数学級について

【本庄】少人数学級についてお伺いします。少人数学級は45道府県まで広がっています。府教委はこれまで、京都式少人数教育の紹介で例えば、「加配教員の778名全部使うと、小1から中3まで全て35人学級ができます」と説明されてきました。私どもの調査では、現在、京都市の小学校1・2年生で実施されている35人学級を除いて、府内のすべての小・中学校で35人学級を実施するのに必要な教員数は585名です。そこでお伺いします。教育委員会としてどのように把握されているのか。また、直ちに35人学級に踏み切るべきだと思いますが、いかがですか。

【教職員課長】少人数学級についてですが、本庄委員ご指摘の585名という数字は、ちょっと私どもは解りませんが、今35人学級を実施しようとした場合に必要人数については795名という人数を算定しています。少人数学級を全部実施すべきではないかというお尋ねですが、従来から言っているように、各地域あるいは、それぞれ学校現場の実態、課題によって、それぞれの指導方法、指導体制をとって細かく進めていくべきと考えており、画一的に少人数学級をすすめることは考えていません。

【本庄】そうとう開きがあるわけですが、35人学級実施に必要な教員数について、教育委員会としての資料の提出を求めておきます。その上で、この1月に、私は、長野県へ調査に行きましたが、県教委の説明では、学習習慣と生活習慣の定着、基礎学力の向上を図るために、小学校1年から6年生まで35人以下学級の全校実施に加えて、京都と同じように、小学校1・2年生の31人以上の学級に複数教員の配置、小学校3年から6年生の31人以上の学級で少人数学級が行われていました。京都と長野を比較して、どこが違うのか。結局、国から措置されている加配教員を、長野のように少人数学級に使うのか、京都のように少人数授業に使うのかという違いです。しかも先ほど紹介したように、35人学級実施に585名の教員でできる訳ですから、父母や府民から見れば、なぜ京都は35人学級を実施しないのかということになります。また、父母や府民の声である、「教育委員会が少人数授業だと効果があると言うのなら、算数や国語だけでなく、どうして最初から全ての教科で実施できる少人数学級にしないのか、お金がないのですか」こういう声にどのようにお答えになるのか、35人学級を実施しない理由を改めてお尋ねします。

【教職員課長】先程、資料の請求は正副委員長と相談させていただきます。なぜ35人学級を実施しないのかということですが、先程、本庄委員から585名あれば35人学級が実施できるというご意見ですが、私どもの試算では、小学校では学級数が増えれば担任の数を増やせばいいが、中学校の場合は、学級が増えた

だけでは 35 人学級は実現できません。教科の教員もあわせて増やさなければ、35 人学級はできないのが現状です。35 人学級をしないという事を私どもは一度も言った事はないわけで、一律的、画一的に押しつけるような事をするつもりはないということです。

【本庄】資料の提出を頂いた上で議論したいと思います。その上で、国際的な学力調査結果の分析で、日本では学力の二極化、とりわけ低学力層が増えていると分析されています。必要なのは、少人数学級を実施すると同時に、理解の遅い子どもへの特別の手立てをとることです。文部科学省の調査でも少人数学級と少人数授業の比較で、「学級編成人数を引き下げたほうが効果的」というのが、小学校で 81.8%、中学校で 86.0%、学校現場で圧倒的な支持のある少人数学級は、学習面でも生活面でも優位であることはもはや明らかです。そこでお伺いします。昨年、中教審の義務教育特別部会で、鳥取県の片山知事は「自治体独自で雇う短期講師は費用に見合う効果が少ない」と指摘され、また兵庫教育大の梶田学長は「教育の安上がりでやろうという考えは、この機会に改めるべきだ」と述べられていますが、どの様なお見解でしょうか。

【教育企画監】今、少人数教育よりも少人数学級の方が効果的であるという報告がされているという事でしたが、確かに文科省の協力者会議の報告の資料の中に、一部ですが、学校のアンケート結果で少人数学級の方が効果的だという結果が報告されていますが、資料の他の部分で、例えば、国立政策研究所の報告書では、少人数学級より少人数指導の方が、学習効果があるという報告がされています。それらの、様々な研究成果を参考にしながら、協力者会議の結論は、どちらが効果的か、議論があったが、効果を判断できるデータを整えることが出来なかった。従って、先程も答弁しているが、画一的な取り組みではなく、地域や学校の実情にあわせた柔軟な取り組みを可能とする、これまでの少人数教育をより一層充実させることが必要だと、そういう結論になっているということです。

【本庄】両面があるというお話だと思うが、45 の道府県まで広がって、そして少人数学級の実施が全国的にも圧倒的多数でやられているということ、そういう中で、京都府教育委員会が今のような見解をもたれるのなら、大いに、府民や国民の前で議論する場を持つべきだ、教育委員会として責任をもって府民に説明する場を持つべきだと思います。ですから、そういう全国的な傾向や、アンケートの結果に基づかない、京都府教育委員会の独自のやり方ですね、これは検討を要すると思います。全ての学年で改めて 30 人学級実施にふみ出すとともに、直ちに 35 人学級を実施する事を求めて次の質問に移ります。

## 生活保障の立場から非常勤講師の報酬の改善を

【本庄】この数年、大量に採用されている講師の問題です。常勤講師および非常勤講師合わせて、本年度、何名配置されているのでしょうか、お伺いします。

【教職員課長】平成 17 年度の講師の採用については、479 名です、非常勤講師については、いろいろなカウントがあり、同一校での掛け持ちを実人数とし、他校での掛け持ちは述べ人数として計算すると、全部で 1,215 名の非常勤講師の採用を行っているところです。

【本庄】常勤講師だけでも、定数内外、今、定数内の講師をいわれたが、定数外の講師も含めると 1,553 名になっていますが、これを小学校の教員でみると、10 人に 1 人、中学校では 8 人に 1 人に及んでいます。これに 1,215 名という非常勤講師を加えると、学校現場で講師が占める比率は 2 割にも及んできます。まさに学校教員のパートタイム化ともいえるべき事態です。さらに、本年度、新たに 100 名の特別支援教育事業の講師、さらに 89 校へのスクールカウンセラー、心の居場所サポーター 48 校配置など、非常勤講師と臨時採用の氾濫です。その結果、新井議員が本会議質問でも、小学校 2 年生の複数担任の講師、4 月から 7 月の短期雇用で 33 万円、月 10 万円にも満たない手当の問題を取り上げましたが、これに対して教育長は「勤務条件については、それにふさわしい対応をしている」との答弁でした。そこでお伺いします。ふさわしい対応とはどういう事を指しているのですか。これでは生活が成り立たないというのが当たり前の考えであり、講師のみなさんが、どんな思いで奮闘されているとお考えです、いかがですか。

【教職員課長】非常勤講師の報酬について、現在、非常勤講師の月額最低の報酬額については3.8万円の方、最高では月額約18万円の方というのが現状です。本会議で教育長から答弁した、職に見合った報酬ということですが、最低の約3.8万円については、月3時間の中1英数の非常勤で入って頂いている方。この方は、免許を持ち、大学院という状況で、逆に言えば常勤なり、数多い非常勤講師は出来ない。それぞれの事情を十分に見させて頂いた上で、それぞれの勤務状況にあわせた報酬を支払っている、これが教育長が言った内容です。

【本庄】月10万円にも満たない手当てで、本当に生活ができるのかという問題を指摘しているわけですが、そういう点から、最低条件をどう考えるのかということで、是非、教育委員会として講師の生活保障の立場からの検討を求めておきます。

## 大量の講師任用を改め、正規の教員として採用せよ

【本庄】もう一つの問題は、細切れとパートタイム化の大量の講師配置が、学校現場に何をもたらしているのかという問題です。先ほどの講師で言えば、週10時間の雇用条件ですから、学年の会議や打ち合わせにも、職員会議にも出席できる雇用条件ではありません。これでは、教育の「質」が問われている時に、子どもたちの学校の教育条件・環境が劣化させられているといっても過言ではありません。そこでお伺いします。この大量講師配置は、教育基本法が示す教育の目的を遂行するために必要な諸条件の確立をめざす教育行政の責任が問われる問題だと思うのです。どの様にお考えですか。

【教職員課長】講師については、いわゆる標準法で定めている定数については、当然、適切に配置した上で、尚かつよりきめ細かな指導を進める上にたって非常勤講師の配置をしているところです。従って、本庄委員のご指摘のように、教育基本法に照らして、教育の質の低下ではないかという事だと思いますが、私どもとしては、基本的な部分については、基本的な配置を行いながら、尚かつ、よりきめ細かな点で、非常勤講師の配置をして、小学校の低学年、あるいは中学校1年生の英数という形での配置をさせて頂いているところです。また、今年度予算においては、特別支援教育について100名の非常勤講師をお願いしているが、これは国も先駆けた形での一歩踏み込んだ形での施策としてお願いしているものです。

【本庄】大量の講師配置が、学校現場で何をもたらしているのかという事を検証して頂きたいと思います。その上で、大量の講師任用を改めて正規の教員として採用することを目指すべきだということ強く求めて質問を終わります。

## 山内 佳子 (日本共産党・京都市南区)

### 南山城養護学校の過密を解消し、教育環境の改善を

【山内】南山城養護学校の過密解消について、来年度の子どもの人数が増えるとお聞きしていますが、どの様に把握していますか。

【特別支援教育課長】今後の転入学の状況によって変動することはあるが、現時点で227名と見込んでいます。

【山内】現在、215名ということで、現在でも大変な過密状態ですが、どのように対応を考えていますか。

【特別支援教育課長】現在必要な対応策について校長とも協議をすすめている段階です。

【山内】例えば、プレハブを増設する必要があるのか、増設について検討されているのか。

【特別支援教育課長】児童生徒数、児童生徒の障害の状況をふまえて、学校の現有施設を、全体としてどう活用していくかという事の中で、増設という選択肢も当然、検討していくことになると思うが、現在、校長と協議をすすめている段階です。

【山内】南山城養護学校は自閉症児も増えている中で、パニックになったときに、クーリング、落ち着かせる部屋があるのかどうか、お伺いします。

【特別支援教育課長】それは、学校の方で、生徒一人ひとりの状況に応じて、固定的に確保するのか、弾力的に確保するのかということがあるので、校長の判断の中で対応されていると聞いています。

【山内】クーリングの部屋があるのかどうかです。

【特別支援教育課長】自閉症のお子さんに対しては、そういったクールダウンの対応は一定対応している戸と聞いています。

【山内】舞鶴養護学校にはあるのかどうか、伺います。それと、南山城養護学校では、更衣室や教室の隅や、廊下などで対処しているとお伺いをしました。自閉症の子どもさんは、狭い、落ち着いた部屋でない、なかなかクールダウンが出来ないということで、そういう部屋が必要だと思いますが、そういう部屋は無いのですか。

【特別支援教育課長】それは、校長の方で現有の施設の中で、そういったスペースを工夫しながら対応しているということです。

【山内】舞鶴養護学校にはあるのですね、クールダウンの部屋は。

【特別支援教育課長】新設の舞鶴養護学校は、そういった個別に対応する部屋というのが準備されています。

【山内】舞鶴養護学校にあるけれども、南山城養護学校には無いということで、こうした劣悪な教育環境がこのまま4年、5年と続くわけですが、そのことをどう考えているのか。

【特別支援教育課長】自閉症の生徒の為のクールダウンの部屋は全くないということではなく、南山城の方にも一定用意はされていますが、それ以外にも現有の施設を使って、そういった対応をされているということで、いずれにしても、来年度の児童生徒数の状況を見て校長と十分協議して決めていきます。

【山内】例えば、運動場の面積でいうと、南山城養護学校では、一人あたり13.5㎡しかありません。これは舞鶴養護学校の約3分の1の広さしか無いわけですし、建物面積も、いわゆる学校の校舎面積も一人当たりの面積が非常に狭いわけです。そういう点では、今度、養護学校の再編は4年、5年先ですが、今後、子どもは増えても減る見込みは無いのではないですか、どうされるのでしょうか。

【特別支援教育課長】今、数字的なものを上げられましたが、児童生徒数が増えれば、当然一人当たりの面積は落ちてくるので、過去も上がったり下がったりしているわけです。校長の方が、やはり、日々の教育活動をすすめていく中で、いろいろご意見を頂いて、私どもは対応してきたところです。基本的には、引き続き学校の状況をふまえて、校長の意見も十分聞くという中で必要な対応をとっていきたいと考えています。

## スクールバスへ看護師の配置を

【山内】保護者の声も是非聞いて頂いて、要望を聞いて頂きたいと思います。つぎに障害児の通学保障についてですが、現在、城陽から南山城養護学校に通っておられる方は、人工呼吸器をつけておられ、痰の吸引が必要なため、片道15キロの道のりを、お母さんが2往復し車で送っておられます。夜中にも痰の吸引をしなければならないので、お母さんは、夜も子どもさんの寝息に耳を立てて横で寝るということで、熟睡ができない、大変大きな負担になっています。また久御山から南山城養護学校に通っている子どもさんは、窒息の危険があるのでうつぶせに寝て、片道50分かけてバス通学されています。昨年12月の議会答弁で教育長は、スクールバス等への看護師の乗車について「実施の可否を含め研究を要する課題」とお答えになりました。たとえば支援費制度を利用するなど、方法があると思うのです。ぜひスクールバスの看護師配置について他県の状況も把握し、また保健福祉部とも連携をとっていただいて、検討していただきたいがいかがでしょうか。

【特別支援教育課長】医療的ケアの必要な児童生徒の通学に看護師を、バスに配置するよにということですが、私ども、医療的ケアの担当者の会議が、他府県と会議の場もあるので、そういった場を通じて情報を交換しているところです。現在のところ、他府県でスクールバスに看護師を乗車させているという府

県は無いと承知しています。

【山内】滋賀県等でいろいろ工夫をされて、個人的に支援費を使って訪問看護を頼み、その方がスクールバスに乗るという工夫もされています。是非、状況を詳しく情報をつかんで頂きたいと思います。

## 城陽養護学校の充実を

【山内】今、在校生 69 名の城陽養護学校を見学させて頂いたが、校地面積が約 15,000 m<sup>2</sup>で、215 名の子どもが通う南山城養護学校よりも広い。運動場も 5,787 m<sup>2</sup>で、私は広いとは思わないが、桃山養護や南山城養護学校の 2 倍あり、向ヶ丘養護学校より広いのです。建物面積も 6,168 m<sup>2</sup>ですが、これは 147 人が通う桃山養護学校より広いのです。城陽養護学校は、現在、重心の子どもたちは 9 人、病弱の子どもたちが 6 人、通学高等部が 54 名と合計 69 名です。今から 16 年前の児童生徒数は 139 名で、現在、当時の半分以下になっています。病弱教育部も昔はネフローゼや喘息の子どもたちが大変多く、隣の病院から通学している状況がありましたが、今は、随分状況が変わり、在宅で管理ができるようになったために、そういう子どもたちも減ってきています。随分キャパシティとして余裕があると思いますが、養護学校再編計画の中での位置づけがされていないが、どの様にお考えになっているのか。

【特別支援教育課長】城陽養護学校の過去の児童生徒数についてご紹介があったが、昭和 54 年度に養護学校が義務制になった時に、重症心身障害のお子さんをはじめ、一時に小学校 1 年生に入学し、その方々がずっと学年進行で進んでおられた、これは平成 2 年度までですが、そういった中で、三桁の数字を示していたわけです。重症心身障害児のおさんは、当時、午前、午後二部に分けたりする形で学んでおられ、単純に当時と現在とで、児童生徒数が大きく落ちたからというのは、キャパシティの問題とは比較はできないと思っています。城陽養護学校は、ご承知のとおり、南京都病院に入院している病弱のお子さん、先程ご紹介いただきました。それから重症心身障害のお子さん。それから山城地域全域から、高等部ということで軽度知的障害の自主通学できる生徒さんが学ぶ。いわば、3 つの養護学校が一つになった学校で、それに応じた施設設備を整えているということで、スペースが一定あるから、活用できるのではないかと、というご指摘かと思うが、そういったことを想定した施設設備にはなっていないという状況です。

【山内】私は、子どもの数が半分になったから、以前のように倍に増やせばいいんだということは言っていないのですが、ただ、実際に病弱の子どもたちが減っているということは事実で、そういう点では環境が随分と変わってきていると思います。是非、城陽養護学校の充実をして頂くように要望して質問を終わります。

## 前窪 義由紀 (日本共産党・宇治市及び久世郡)

### 南部の養護学校の建設問題について、現場の声を受け止めよ

【前窪】南部の養護学校の建設問題についてお伺いします。知事が「新たに養護学校を設置することが望ましい」と議会答弁をしたのが 13 年 12 月議会でした。今回の高校再編による養護学校建設は、八幡市内養護学校で 22 年、宇治市内で 23 年となっています。実に、知事答弁から 10 年の歳月を要することになっています。待ち望んできた子どもたちは、次々その間に卒業してしまうという状況になってしまいます。府教委は、府立高校再編と養護学校建設はリンクしていないと言いつけてきたが、この間の推移を振り返ると、見事に高校再編、統廃合と養護学校建設がリンクし、統廃合の条件になっているということは明白だと思います。当初からこうした方向で進んできたのではないかと疑念を持つのは当然だと思います。13 年当時、知事の答弁を受けて PTA など、運動を進めてこられた保護者や、また、子どもたち関係者は、「これで一筋の光が見えてきた」と喜んだ顔を私は伺い、今も忘れません。しかし、なかなか事業が進まない中で相当な時間が経ってしまいました。今回、計画されているが、高校統廃合が条件になっていることや、実際、養護学校へ通って、苦勞しながら学習会をしたり、集いをしたり、署名も集め、本当に、汗

水流しながら一生懸命頑張ってこられた方々は、この間に、どんどん子どもたちが大きくなっていく、新しい学校に入れられないという状況が生まれています。大変こうしたことに心を痛めておられます。私は、今後のこともあるので、教育委員長に、「現地現場主義」とか「教育に一刻の猶予もない」と言いながら、これほどの時間を要したこと、これについて委員長のお考えをお聞かせ下さい。

**【教育委員長】** 私は、よい物をちゃんと創るための準備も、場所も含め、必要な時間はどうしてもある。しかし、最短距離で、出来るだけよい物を創るという線では、非常に褒めて頂いてもいい様な進み方であると思っているので、もし、これを白紙に戻したり、全部やめたりするといつになるか解りませので、よい物を出来るだけ速く、ちゃんとして創るというのが、教育委員会としては、課せられた任務であると思っています。

**【前窪】** 委員長、私も先程、触れさせて頂いたが、やっぱり現場の声を聞いて欲しいと思います。本当に苦勞しながら、一生かけて子どもを育てていかなければならない、この境遇におかれた保護者の方々の切実な声をしっかり受け止めて欲しい。これは今後の教育行政にも大きな影響を及ぼしますので、この点は強く指摘しておきます。

## 養護学校の過密・大規模化の解消へ対策を

**【前窪】** 新設される宇治市内養護学校では、宇治と城陽が通学区域とされています。これでは、大体 200 年前後の大規模校になるということです。府教委は、高校再編で 1 学年 8 学級が適正規模だと何度も答弁されましたが、養護学校の適正規模は、どのように位置づけていますか。

**【特別支援教育課長】** 養護学校の適正規模ですが、障害の種別、程度により、様々な状況があり、これに対して適正規模ということは、一概にいうことはできないものと考えています。

**【前窪】** 無責任な答弁です。全国的には 100 名までの基準で、きめ細かに地域密着で建てていくというのが多くなっています。私は、そういうことも含めて、先程、南山城養護学校の規模の問題の論議があったが、城陽市には、現在城陽養護学校があるということで、城陽養護学校の在り方というのも見直していくべきでないか。府教育委員会が考えている宇治と八幡にしか創らないというこの範囲内の考え方ですが、一步譲ってそういうことと言えば、この城陽養護学校の在り方を再検討し、活用を考えていく、こうすれば、南山城養護学校の過密状態の解消、それから、新設予定の宇治市内養護学校の大規模化というのが避けられると思います。これは現実的な道だと思うがどう考えますか。

**【特別支援教育課長】** 宇治市内に新設する養護学校が大規模だというご意見ですが、17 年度の児童生徒数を当てはめると 187 人という状況です。一方で、特別支援教育を推進しており、養護学校がセンター的機能を果たし、地域の小中学校に支援していくという流れになっています。そういった状況も合わせて、今後、児童生徒数を見極めていく必要があると思っています。この間、南部地域の実施計画策定にむけては、山城地域の懇談会、あるいは、PTA の代表、さらには府民の説明会と、非常に幅広くご意見を伺い、議会にも報告し、今回の実施計画に至ったと言うことで、宇治市にできる養護学校は非常に城陽市にも近接した場所に出来るので、今回の養護学校の主旨とうか、ねらいである地域社会に密着した養護学校ということであれば、城陽市にも十分対応できると考えています。

**【前窪】** 先程の答弁では、現在 215 人の南山城養護学校の生徒が、227 人に増えるということでしょう。この宇治にできる養護学校は開校が 23 年ですね、ですから今までの傾向をみますと、毎年毎年、障害を持つ方々が、いろいろな複雑な障害はありますが増えているという状況ですから、17 年度の状況をみて、180 人余りだということで、私は決して安心できないと思います。そういう意味から言えば、今後の推移を見ていきたいということですから、必要とあれば、私は先程言った様に、現に城陽にある養護学校に、城陽の子どもたちは通えないわけですね。病院から通学するなり、広域的に、自力で高等部に通学する、そういう子どもしか通学していませんから、私は、ここは、一度検討する価値のある問題だと思っていますので指摘しておきます。

## 学校の安全対策の問題について

【前窪】次に学校の安全対策の問題についてお伺いします。時間がありませんので、かいつまんで質問しますが、相次いで子どもをねらった凶悪事件がおこり、多くの人たちが胸を痛めています。学校関係者はもとより、何か協力できることはないかということで、地域住民のさまざまな取り組みもされています。本府も来年度にむけて、一定の予算措置をして、スクールガード等々に対策をうつという方向になってきているわけですが、私は、まず人的配置という問題についてお聞きしたい。国会答弁では、小学校でいえば国立100%、公立では5、2%、こういう水準で警備要員なりの人的配置が各学校に配置をされているという状況ですね。国会の質疑で国は100%だけど、なぜ公立はこういう低い水準なのかという質問に対して、文科大臣は、それは都道府県や市町村が考えることだという主旨の答弁をされています。そこでお聞きしますが、警備要員など人的な配置を、せめて各小学校にすることについての本府教委の考えをお聞きしたい。大阪は財政難でも今年度7億円投じて、全小学校にそういう措置をしたということですから、私は積極的に取り組むべき課題だと思いますが、いかがですか。

【教育次長】子どもたちの安心安全ですが、子どもたちの安心安全、犯罪から守るためには、学校内はもとより、通学路等ありますが、日頃遊び場等、子どもたちの日常的な居場所での安全確保が必要だと思っています。そのためには、学校、家庭、地域社会が一致協力して、地域全体で犯罪を生み出さない土壌づくりを進めることが最も大切ではないかと考えています。

【前窪】この点は更に検討をして頂いて全国各地でいろんな取り組みがあるので、積極的な部分はぜひ取り入れて頂きたい。政府は昨年12月に犯罪から子どもをまもる対策ということで、路線バスの活用やスクールバスの活用とか、いろんな手だての活動がはじまっています。こう言ったことも視野に入れて取り組んで頂きたいということを強く求めておきたいと思います。

## 府民労働部書面審査（06年2月22日）

### 加味根 史朗（日本共産党・京都市右京区）

#### 文化芸術会館・アルティホール等を利用しやすいものに

【加味根】まず文化振興についてお伺いいたします。すばらしい芸術文化、芸能を子どもたちに体験をさせる学校公演の取り組みについてであります。その実績はどうなっているのでしょうか。いくつの小中学校で学校公演がやられているのでしょうか。

【文化芸術室長】文化政策の中で次世代、つまり若い方々にいろんなほんまもんを見ていただく事業をやっていますが、教育現場でのお仕事となりますと教育委員会になりますので、所管しておりません。

【加味根】わかりました。子どもたちにすばらしい芸術や芸能を見てもらう活動は、非常に大切ですので、学校公演を大いに奨励するように、市町村への援助をぜひやっていただきたいと思います。それから、稽古場がなくて困っているいろんな文化、芸術の団体グループが多いわけです。文化芸術会館、あるいはアルティの平日の夜間については比較的あいていることが多いのではないかと。ぜひ低料金で使えるようにしていただきたいというふうな要望を聞いているんですが、いかがでしょうか。

【文化芸術室長】現在、私どもの舞台芸術に関しましては、アルティホールと文化芸術会館がございますが、両方とも利用率が7割あるいは8割近くになっておりまして、決して空いているということはありません。ただ、そうは言いますが、今後いろんな形であいている場合に練習や、リハーサルをやるために使うといったようなことにつきましては、一つひとつ考えさせていただきたいというふうに考えております。

【加味根】ぜひとも、そういう音楽や芸術に携わる幅広い諸団体が使えるような、そういう施設になるよ

うに一層の充実を求めておきたいと思います。

## 府施設の指定管理者制導入による労働条件悪化、事業縮小について

**【加味根】**次に、指定管理者の問題です。総合社会福祉会館ハートピアは、株式会社 MK に指定をしてくというふう聞いておりますが、ここで働く職員の労働条件はいったいどうなっているのでしょうか。つかんでおられるでしょうか。

**【府民労働部長】**ハートピアは我々の所管ではありませんので直接的には把握しておりません。

**【加味根】**労働条件という点では府民労働部も関わりがあると思いますし、府の施設の指定管理の中で、そこで働く職員や労働者の方々の労働条件についてはぜひ関心を寄せて、府民労働部としても必要な意見を言っていたきたいと思いますが、このハートピアで働いている方の実情を少しお聞きしましたが、だいたい1年契約の契約社員という状況で、ハートピアだけでなくいくつかの施設を掛け持ちで働いている方が多いようです。そして、労働時間も朝8時から夜の9時15分まで12時間勤務。あるいは朝7時30分から翌日の朝7時30分まで24時間働くというような形態がありまして、大変、長時間労働になっています。基本給が13万円ということで非常に少ないので、夜勤をしてなんとか稼ごうということでやっておられるようですが、それでも手取りが20万円ちょっとということです。問題は、他の施設とも掛け持ちでやっているんですが、月に250時間も働いている方がおられる。労働基準法では、週40時間、1月164時間という制限があると思いますが、90時間も多いわけで、しかも労働協約も提示をされていないという状況ですので、これは労働基準法にも抵触する可能性があるという状況です。こういう実態については府民労働部としても関心を寄せないといけないのではないかと思います。この事実についてはどうお考えでしょうか。

**【府民労働部長】**今、議員がおっしゃいましたのは現状なのか、新しい指定管理を受けられるとこのお話なのか、ちょっとあれですけども、直接そういった労働基準に関連するようなことは京都労働局が所管もされておりますし、私どもといたしましては全般的に労働者の状況っていうのを、これは労働局と年一回か意見交換もしたりしておりますので、私どもが一つひとつの職場の状況をすべて把握するということは、事実上、困難ではないかというふうに思います。ハートピアという府の施設関連なんぞというご意味かもしれませんが、ちょっとそこまでは把握しておりません。

**【加味根】**京都府として府の施設を指定管理に移管をするという中で、そこで働く労働者はどうなのかということについてはそれぞれの部局はもちろんですけれども、府民労働部としても大いに関心を持つべきだというふうに思います。私が申し上げた事例は、今現在のハートピアで働く労働者の方の実態でして、指定管理になればなおさら人件費削減という話で、人が減るんじゃないかと心配もされていますので、ぜひこれは調査をしていただいて、関係の部局とともに労働基準法に抵触するようなことがもしあれば是正するように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、指定管理の中で事業内容がどうなのかという心配があります。文化芸術会館について、長年続けられてきた、そして府民に親しまれてきた「京都室内楽友の会」という取り組みがあります。これは文化財団がやっておられたことだと思いますが、今回、文化会館への指定管理者の移行の中で、今年2月から長年取り組まれてきた「室内楽友の会」の事業が中止になると、駄目になるというふうに聞いています。年間1万5000円の会費を払って、年6回室内楽を、国内外の素晴らしい演奏を見られるということで大変楽しみにされている方が多かったわけです。会員も250人おられるということですが、なぜやめられるのですか。

**【文化芸術室長】**室内楽の会に関しましては、これまでいろんな形で素晴らしい音楽会を確かにやってきたと思います。ただ、近年になりまして会の方々もずいぶん減り、こういうやり方でなくても実際にはいろんな音楽会もできるようになった時代でございます。従いまして、今回、このような形でなくてもできるだろうということで、一応、会員のみなさまのご了解を得て休止したということでございます。

【加味根】年間1万5000円で6回観ることができるわけで、かなり会員さんの負担が軽くなっている。ですからその分を文化財団が負担をして、カバーをして府民の皆さんにすばらしい芸術文化が鑑賞できるように支援してきたのです。これはすばらしい京都府の事業だと思います。まるまる、今おっしゃったような新しいやり方に変えるということは、その毎回毎回の費用の負担をかなりの部分、鑑賞される府民の皆さんに負担をかけていくというやり方になっていくのではないかなというふうに思います。これはサービスの低下になるのではないかなというふうに思うのですが、こういう室内楽の愛好者の方々、府民の皆さんに親しまれてきたこういう事業こそ、もっと充実していく必要があるのではないかと思います、これは指定管理者に移行する中で消えるということではないですか。

【文化芸術室長】指定管理者ということと直接絡んでいるわけではございません。ご承知のように、この室内楽の会の動きにつきましては、室内楽そのものが京都でそれほど根付いていない時代から取り組んできたものでございまして、その意味ではあまり聞かなかつたものを聞けるようになったということは非常に意味のあることであつたというふうに思います。ただ、同じようなホールができ、同じような演奏会、室内楽があちこちでやられるような中であつて、ある特定の会員だけがメリットを受けるようなやり方はいかなものかという議論も、これありという中で、私どもとしては決して、府民全体に対するサービスをおろそかにするということではなしに、新しいやり方でやっていきたいということとでございます。

【加味根】特定の府民というか、これは室内楽を愛好される方々が会費を払って、そして、どの府民でも門戸を開くという事業ですので、これは府民が希望すれば参加できるわけですので、低料金で観ることができるという点ではすばらしい取り組みだと。文化活動を広げるという重要な取り組みだと思いますので、これは指定管理者の中で経費節減という中で出てきた話だと受け止めざるを得ませんし、ぜひ継続するようにもう一度検討し直していただきますように要望しておきます。

## **山内 佳子** (日本共産党・京都市南区)

### **派遣労働者の実態調査について**

【山内】派遣労働者の実態調査について伺います。昨年9月の議会答弁で知事は「厚労省の実態調査の状況をふまえて対策の充実を図る」と答弁されました。また、今年2月議会で府民労働部長は「労働局から情報提供を受けている」と御答弁になり、実態調査をするとは言われませんでした。京都の派遣労働者の声をお聞きしたが、例えばジャトコで業務請負を行っている、派遣会社の正社員に伺いました。48歳で時間給が1,100円。夜勤手当を入れても1か月の手取り収入は20万円を下回りますし、ボーナスも寸志として5万円出るだけです。民主府政の会でも府民アンケートをとりましたが、そこで若い人たちの雇用不安や正規採用を望む声が大変多かったのが特徴的でした。

東京都では2002年10月に派遣元と派遣先、それぞれ2000事業所、また派遣元に雇用されている登録型派遣労働者2000人に郵送で調査を行っています。派遣労働者の年代では30代が一番多く、年収は200万円から250万円が最も多く21.9%となっており、年収が400万円以上という派遣労働者はわずか5.1%です。同時に7割以上の派遣労働者が雇用に不安を感じていることも明らかになっています。本府としても、京都の派遣労働者の実態調査をすべきだと考えますがいかがですか。

【府民労働部長】いわゆる労働者に占める派遣労働者の割合が、全国平均が1.3%に対して1.2%という状況。16年度に国の方で調査されている。東京都は全国の中で大変高いウェート、17%位だったと思うが、全国の派遣労働者のうちそれ位のウェートを持っているため独自に実施された。また、京都労働局は、労働者の派遣法が変わった時に自ら課を作られ、定期指導という形で事業所へ出向いたりもされている。そういったところの数字、あるいは実態を一定把握しているので、我々の方として直ちに派遣労働者の調査をしなければならないとは考えていない。むしろ派遣労働者に対するいろんな啓発、事業所に対する啓発に力を注いでいきたいと考えている。

【山内】厚生労働省や労働局から情報提供をうけておられると思うが、そこで京都の派遣労働者の声がつ

かめるのか、お答え下さい。

**【労政課長】** 派遣労働者の関係については、全国なり京都府の状況について京都労働局の方に専門の課も出来ているので、私どもの方、定期的に、あるいは必要な時期にいろいろ情報をお聞きさせて頂いている。人数の関係は、16年度については、厚生労働省も発表しているが、派遣労働者の全体の数も減っているが、この辺の関係もお聞きしていると、京都と全国、同じような内容で、登録者が減っているということがある。あるいは、京都府の指導をされる中で、苦情や相談、これは国の実態調査でも載っているのご存知と思うが、京都の内容でも一番苦情相談で多いのは契約打ち切りに関するものや、時給が低いなどがある。あるいはまた、今後、本会議でも部長が定期指導等がなされていると答弁しているが、この辺の今後の取り組みもより強化していきたいとおっしゃっているので、そういう内容も今後状況をお聞きしたいと考えている。

**【山内】** 確認するが、厚生労働省の調査は、京都府の派遣労働者の実態ということで分けて報告されているのですか。

**【労政課長】** 実態調査の関係は京都府の中味、数はない。ただ、毎年派遣労働者の数、あるいは派遣事業所は京都府から国に上げているので全国、京都の数字がわかる。

**【山内】** 派遣事業所の総数が京都府内では408ですが、派遣先にも協力を求めれば、東京より随分と分母は小さいので可能ではないか。常日頃から府民の声を聞くということをおっしゃっているので、声なき声を調査するというので、ぜひ実態調査をやって頂きたい。いかがですか、お答えください。

**【労政課長】** 前の本会議でも知事が申し上げているが、毎年5つのテーマで周年で一つずつの調査をしています。その中でパートタイム労働者の調査を5年に1回やっています。この数が、派遣労働者の数と比べると、やはり派遣労働者が1割以下になるので、一定費用対効果もあり、それだけ非正規の労働者の中で占める割合が高いのはパートということになっているので周年調査ではパートを中心に調査している。

**【山内】** パート労働者の割合と比べて1割だということで、実態調査をやらないとおっしゃったが、今一番、派遣労働者の実態がどうなっているかがわかりにくい。東京都の産業労働局が実態調査を行い、本当に詳しい調査結果が出ている。ぜひ実態調査すべきだと指摘し次の質問に移ります。

本府の雇用創出、就業支援計画を見ると、若者の就業支援対策の中心的な柱がミスマッチ解消にあります。ミスマッチの原因について、本府はどこに原因があると考えていますか。

**【府民労働部次長】** ミスマッチの原因は、就職する側、採用する側の要求が合致していないのでミスマッチと言われている。失業の三分の二とか四分の三がミスマッチと言われているようなものもあり、非常に大きな要因であると思います。

**【山内】** よくわかりました。採用する側と就職する側の希望が合わないという点では、これは内閣府の調査ですが、非正規、特にパート・アルバイトの職員の方々の転職希望者が大変多い。転職先での雇用形態として正規職員になる事を希望する人の割合は、例えば25歳から29歳までだと、92年には77.5%だったが、2002年では89.5%と年々、正規雇用を望む声が多くなっている。有効求人倍率が1になったということですが、正規雇用が増えていない。ミスマッチはむしろ、大企業が正規採用を抑制していることに最大の原因があると思う。本府の企業立地補助金の在り方についてですが、商工部の審査でも問題にしましたが、商工部長が「よその県からお越しになるのは大歓迎だ、常用雇用を義務づけるというようなことは非現実的だ」と答弁されました。本府の常用雇用を3万人増やすという計画をたてておられるが、府民労働部長も補助金の要件に常用雇用を義務づけることは非現実的だと考えているのか。

**【府民労働部長】** 基本的には、商工部でやって頂いておりますので、商工部長の答弁でいいと思う。やはり、来て頂いているんところに影響が企業誘致はでてくる。ある部分だけを見て、そこだけを見て問題だということだけでなく、社会全体に施される影響を考えると、企業誘致は大変重要な施策だと思う。一点を攻めることによって企業に逃げられるという事態になれば、これはすごい損失だと思うので、商工部長の答弁でいいと思う。

【山内】企業誘致全体の事を言っているのではありません。例えば、島津製作所と子会社の島津エイテックが連名で企業立地の補助金申請を行っています。すでに事業所としての指定は終わったそうですが、エイテックは3ヶ月間という短期契約の労働者が8割以上占めています。雇用保険に加入していて1年以上の雇用が見込めれば補助金の対象となるとのことですが、これが京都の安定的な雇用対策なのでしょうか。お答え下さい。

【府民労働部長】それは長期雇用に越したことはないと思うが、先程も言った様に、京都府の活性化に全体にどう影響するかという観点で我々は見るべきだと考えます。

【山内】先程、指定管理者の事業委託に関わって加味根委員の質問に、例えばハートピアでこういう実態があると言われた時に、府民労働部の所管ではないと言われたが、正規雇用を増やす、常用雇用を増やすというなら、まず本府が範をたれるべきではないか。

もう一つ伺いますが、よその県から、例えば派遣労働者が流入してくる、派遣でも正社員の派遣労働者もあるわけですね、これは常用雇用が増えたとカウントされるのですか。お答え下さい。

【雇用対策プロジェクト参事】雇用創出就業支援計画における雇用実績については、京都府の予算を伴うもの、並びに京都府が事業として関与しているものであり、統計上、増えた、減ったというものをカウントしているものではない。

【山内】資本金299億円の大企業であるジャトコにも多額の補助金をだすということが、商工部の審査で方向性が明らかになったが、ジャトコの実態は、派遣労働者をクッションに使って、自由に契約を解除し不安定雇用を生み出しているのです。そういうところに補助金を出すべきではありません。真に雇用効果が見込まれる、中小零細企業を応援すべきだと考えるがいかがですか。

【府民労働部長】先程来、何回もお答えしていますし、補助金そのものの執行は商工部ですので、私どもの方でそれがどうかという事は申し上げられない。

【山内】本府の京都府雇用創出就業支援計画の中に、企業立地補助金の事がしっかりと載っているわけですね。そこにきっちりと組み込まれている。あまりにも無責任な答弁だと思います。例えば13年度から16年度までの補助金の実績でいいますと、17年2月現在ですが約11億円です。そういうところを出していた。それを、ジャトコ1社で10億円程度の補助金が出されようとしている。これは大きな問題だと思う。商工部と連携して、本当に雇用対策、安定的な雇用に効果がある京都府としての施策をとって頂きたい、そのように要望して終わります。

## **梅木 紀秀** (日本共産党・京都市左京区)

### **誘致企業に、常用雇用の義務づけを**

【梅木】先ほどのところでいろいろお話があったけど、つつい私も言いたくなってしまいました。私の娘は28歳と26歳です。友達がたくさんいるけれども、その友達を見ていて、やっぱりちゃんと就職をして、収入を得てという状態になっていない。実際に私の娘も期間契約で14万です。今、格差社会というのが問題になっている中で、その今言っているような労働形態が出てきて非常に収入が不安定なことになってきている。私の娘も結婚したいというふうに言ったって二人合わせてどうにか生活できるけれども、子どもができれば片方の収入になったら大変だということで少子高齢化の問題にもなっているわけですね。私はこの問題というのは雇用を、働き方を選べるというふうに言うけれども、そんな選べないんです。だから我々は問題にできています。そして日本の将来にかかわる問題だというふうに思うのです。このへんは、おそらく西田幹事がおっしゃるだろうと思いますけれども。私は先ほど企業誘致にかかわって、商工部長の常用雇用を義務付けるというのは非現実的というふうにおっしゃった。それは商工部長の答弁でいいと思うというふうに府民労働部長はこたえられたわけですね。もっと全体的に見てとおっしゃった。私は企業誘致ということを考えて企業に来ていただくために、その全体を見てという府民労働部長の発言だと思うが、少子高齢化とか企業誘致によってどういうふうに通く人たちの働く雇用を確保するの

かという本来の意味での労働行政が見るべき観点からすれば、日本の将来にかかわる問題として商工部長が言ったことはやっぱり府民労働部長として認めるべきではないというふうに私は思います。それは私が思っているだけではなしにこの京都府の雇用創出就業支援計画の核は何ですか。常用雇用3万人作ることでしょう。それをどうやって作るのですか。主要な施策の一のところ常用雇用と安定的な就業機会の創出拡大。その中に施策の展開にあたっては企業誘致に努めるとともに、これでさっきの答弁を認めていたらこの3万人の雇用計画なんか吹っ飛ぶでしょう。もう一回府民労働部長、労働行政を担当する部長として答えてください。

**【部長】** 京都府としては、企業誘致は京都府の活性化あるいは経済の活性化そういったことも含めてやっておりますし、我々の雇用対策も京都府の活性化という観点から実施しております。最終究極の目的は同じだろうというふうに思います。企業誘致の場合でもみんながみんなおっしゃるような雇用ばかりではないと思います。そういう企業もあるかもしれませんが。しかし我々はやはり京都府の最終的な地域発展のために企業誘致をそのために断念するとか、ある企業をやめてしまうとかそういうことにはつながらないと思いますから、どうしてもそのことがなければということにはならないという意味で申し上げたところでございます。

**【梅木】** 全部がなくなったらという論を立てて考えていたらそうなるけども、ここで今言っているのは、今後の課題は、臨時雇用からいかに常用雇用と安定的な雇用への転換を進めるかなんです。その一つとして我々が提案しているのはせめて企業誘致に来てもらうところにどうにか安定的な雇用を確保してほしいということ働きかけるということをやすべきだと言っているんです。それをやったら来ないというようなことを言って、地域間競争で補助金を積んでいろいろ企業の言いなりになっているところを改めていくという姿勢に労働行政の担当者や部長が立たなかつたら前に進まない。私どもの娘、息子の世代が、子どもの世代がどんどんひどいことになる。日本の将来がだめになる。このことを私は言っておきたいと思えます。

本来の質問に入ります。社会格差の問題、貧富の格差と同時に地域間格差というのがある。そこでお聞きしますが、京都府のほうで北部の方にいろいろと支援センターの北部センターを出すとか努力をされている。先ほども話にありました、実績として6万2000人確保した。今度、常用雇用3万人。この中で、北部というふうにするのかということで目標の中に北部という地域的な目標はあるのかどうか。それを聞きたいと思えます。

**【部長】** ご存知のように9月1日に北部に北部センター、就業支援サービスセンターの北部版を作りました。それから我々のほうは従来から北部の悲願でありますけれども、私も峰山におりましたのでやっぱり息子や娘が帰ってきてほしいという意味でUターンという事業にも頑張っておりますし、今回東京のほうにも東京事務所内にUターンセンターを作りたいというふうに考えております。そういったものの積み重ねでなってくるとは思いますが、今持っております3万の計画の中に具体的に北部で何人という割り振りはしておりません。

**【梅木】** 商工部のほうで企業誘致の目標の中に、企業誘致66社京都府でやっとなら。そのうち20が中北部だということをお答えされた。実際中北部ということで中身を時間がなかったので聞けなかったんであとでお聞きをしたら、20社中、北部に企業が入ってきたのは亀岡2社、南丹市4社、綾部市7社、福知山市7社ということになるのですね。実際に見てみれば舞鶴にない、宮津与謝にない、京丹後にない。こういうふうになるとやっぱり、先ほども有効求人倍率の話もあるけれども、どうやって京都府の中で京都府ひと括りではなしにどう労働行政として雇用確保していくのかという観点というのは地域間格差が広がっているだけに必要だと思うのですが、峰山振興局長におられたのだから、そういうような必要性は感じませんか。

**【部長】** 私も66社ですか、それから中北部20社の中身を具体的には存じませんが、例えば京丹后市、当時は峰山でしたけれども赤坂という工業団地を峰山町が当時お作りになってかなり広範囲にやられ

まして、ここで一定の雇用も生まれておりますし、京都府が直接関与したものだけが 66 あるいは 20 なのかよくわかりませんが、地域でそれぞれ頑張っておられるところもありますので、まったく地域にはないということではないというふうに思っております。

**【梅木】**私が質問したのは京都府で 66 社というふうに言うから北部のほうはどうかと聞いたら 20 社と答えた。さらに聞けば細かに分かれたら京丹後、舞鶴、宮津、与謝はないということを言っているのです。それはくくって考えるのではなしに細かく見ていかなければだめですよと、そのことを言っているわけです。常用雇用 3 万という目標を立てる。その中に北部、とりわけ先ほども千歳議員からお話がありました舞鶴とか京丹後とかそういうようなところでの施策というものを、戦略的に地域間格差を埋めるというような形で考えているのかと。それが僕は行政として、京都府の行政として今求められていることだというふうに思うからどう考えておられますかということが聞きたいのです。

**【部長】**もちろん北部のほうでも雇用を作っていくということは大切だというふうに思っております。ただ今申し上げましたように京都府だけが決してやっているわけではございませんし、具体的数値を今 3 万に関しては持っておりませんが、そういったものもあるという意味で私も紹介をさせていただきます。

**【梅木】**地域的にしっかり手を行政が援助するべきところがあるんだという位置づけで私は千歳議員の話も聞いておりましたし、そういうふうに努力していただきたいと思います。

## 同和対策事業終結後も続く、市町村の山城地区市町村連絡協への分担金支出について

**【梅木】**次に、山城地区の市町村連絡協議会のことです。2002 年の 3 月末で地対財特法が執行しました。同和対策事業が終結したわけですがけれども、ところが山城地区 17 市町村から山連に 2002 年から 4 年の 3 年間に 4375 万円の分担金が出ているということになっています。京田辺、長岡京でも私どもの議員が質問しておりますけれども、例えば京田辺ですと、できるだけ早くこういう組織はなくしていくべきではないかと思っているというふうに市長が答えている。長岡京市では人権推進課が分担金支出の見直しを検討している。同課が作成した事務事業評価ではどれだけ本市にとって有益であるのか、また時代にマッチしているのか疑問。山連からの脱退も選択肢の一つとして再考する必要があるとこう答えています。この問題についてそういうところで同和対策事業が終結した後もこういうような形で出されているということについて京都府として実態を把握しているか。そしてどういうふうな認識でいるのか。それと他の地域では同じようなことが行われているのかどうか。そのことをお聞かせいただきたいと思います。

**【人権啓発推進室長】**前回の委員会でもお答えした通りでございます。それぞれ人権問題について実質的に解決のために組織されている団体と承知をいたしております。今議員からご指摘ありました分担金等について新聞報道等の範囲で承知をいたしておりますが、それ以上の詳細については存じておりません。ただ、このいろいろと首長さん等の発言等もございますがそれぞれの立場で発言されていると存じるわけでございますが、その存続等につきましてもそれぞれの立場で判断をされる、そういう思いをいたしているところでございます。

**【梅木】**山城以外のほかの地域ではどうですか。

**【人権啓発推進室長】**中部・北部につきましてはそういう組織については存じておりません。

**【梅木】**実際にこの中で山連のほうですね、1 年間で 2 3 7 万円管外視察研修費というような格好で使われているとか、かなり問題も多いということなので充分見て、府としても、これは同和対策からずっと引き継いできているものですから、しっかりそれはチェックを言うべきことは言うべきであるというふうに思います。

ひきこもりのこともお聞かせいただきたいというふうに思っておりましたが、最近もちょっと相談がありまして京都府のパンフレットを持っていきましたら、初めてこれを見たというふうにおっしゃっていました。そういう意味では啓発というか情報提供が必要だろうと思います。ちょうど先週の土日に和歌山で第 1 回のひきこもりの実践交流集会というのが開かれまして、こうようなところでどういうふうに行政も

関わってやっていくのかというようなことがあるようですので、ぜひとも一層 NPO のみなさんとも力を入れて進めていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

## 企画環境部書面審査（06年2月23日）

**加味根 史朗**（日本共産党・京都市右京区）

### 阪急西院駅の避難路設置について

【加味根】最初に、地下駅の火災対策と駅舎のバリアフリー化についてお伺いいたします。来年度の京都府予算案で、阪急の烏丸駅などの火災対策として排煙設備の予算が計上されていますが、以前から、私もこの場でも要望させていただいております阪急西院駅の火災対策として、緊急整備が求められています避難路については、解決をする見通しがついてきているのか。どういう話し合いになっているのか。わかりましたらお教え願いたいと思います。

【企画環境部長】地下駅の火災対策につきましては、国のほうで事業者に対して義務化されておりまして、京都府内でも何駅か適合していない駅がございます。現在、順次、計画的に事業者において対応しようとしておられるところでございます。来年につきましては、先ほど議員からご指摘ありました河原町の排煙設備、それから烏丸の排煙設備、これに事業者は着手しようということです。西院につきましては今現在、検討中と聞いているところでございます。

【加味根】検討中というのは、西院駅の避難路についても検討されているのでしょうか。河原町方面の避難路はありませんので、大変危険な状態が続いております。これも早期に設置をする方向で計画をすべきだと思いますが、その検討はなされているということでしょうか。

【企画環境部長】いずれも検討中というふうに聞いておりまして、現在、着手したいというふうに申し出と言いますか、計画が具体化しているのは先ほど申し上げました排煙設備ということでございます。

【加味根】避難路がないというのはもう決定的な問題ですので、ぜひ早期に解決できるよう計画を作ってもらうように、指導を強めていただきたいと思います。

### 駅舎のバリアフリー化の促進について

【加味根】次にバリアフリー対策ですが、一日の乗降客が 5000 人を越える駅舎について義務付けられていますバリアフリー化。その達成率は今、どうなっているのでしょうか。

【企画環境部長】現在の達成率は62%となっております。

【加味根】理事者にまず資料要求をしておきたいんですが、京都市を含む府内市町村のバリアフリー化を進めるための基本構想の策定状況、そしてその進行状況について、ぜひ資料を提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

【企画環境部長】資料につきましては、正副委員長とご相談させていただきたいと存じます。

【議長】ただいま申し出のありました資料については、正副幹事協議会で協議を致します。

【加味根】同じく、西院駅のバリアフリー化も大きな懸案となっております。整備を検討する地域ということになっていきますので、これについても法律の期限内には一定、検討に向かって着手するということが求められると思いますが、これについてはいかがでしょうか。

【企画環境部長】バリアフリー化につきましては、既存駅につきましては努力義務ということで、5000人以上の駅につきましては22年度までに一応、努力義務として対応するようというふうにされているところでございます。全国的には49%の進捗の中で京都府は62%の進捗を見ているというところですけども、残りの駅に着きましても、京都府といたしましても全力をあげて対応してまいりたいというふうに考えております。

【加味根】交通事業者に対して、強力的に整備を進めるように指導を強めていただきたいと思います。

## 府射撃場の鉛汚染対策について

**【加味根】**次に、射撃場の鉛汚染対策についてであります。平成16年だったと思いますが、クレ射撃協会の役員が、大量の牛糞を射撃場に運び込みまして、これが鉛汚染を拡大したのではないかというふうに、私たちは疑問を持っておりました。この程、認識をしたことですが、動植物の遺体が地表の土壌中において、土壌を微生物によって分解、変異さらに合成されることによって、フミン酸という物質が発見されることがあるそうです。このフミン酸が、どうも鉛を溶かすというふうに使われているようです。いろんなホームページを見て調べてみましたが、例えば、福岡市の保健環境研究所が平成12年度に研究発表しているやつで、土壌からの鉛の溶出とフミン質の効果、フミン酸によって鉛が溶出したということを実証された研究結果が発表されておりますが、こういうふうに使われるフミン酸が鉛弾を溶かす作用をもたらすということは、京都府として認識を当初から持っておられたんじゃないですか。いかがですか。

**【企画環境部長】**フミン酸の話は、今回、射撃場の鉛公害対策を処理するにあたって、専門家の先生方何名かに分析なり、対応なりを依頼しておまして、その中でそのお話を聞いたことはございますけれども、最初からそういう認識を持っておったということはありません。

**【加味根】**大量の牛糞がクレ射撃場に捨てられるといいますか、運び込まれることが、やはり鉛弾を溶かす大きな原因になっているということは疑いようのないことになるんじゃないかというふうに思います。その点では京都府としても、従来からクレ射撃協会への指導がどうであったのかというのは問われますし、クレ射撃協会自身の責任もいよいよ大きくなっていくんじゃないかなと思います。その点で、10億円という巨費を投じ、対策を講じなければならないわけでありまして。その中で私たちも、クレ射撃協会に一定の負担を求めべきだということを申し上げてきましたけれども、この牛糞の撤去費用については、もちろん全額をクレ射撃協会に負担をしていただかなければいけないことではないかと。そして、10億円の中で、一定部分については当然、協会にも負担を求めべきだというふうに思いますが、今どのようにお考えでしょうか。

**【企画環境部長】**その件に関しましては、京都府の設置者としての責任、それから、クレ協会の管理者としての責任、両方があると思います。そういった意味では弁護士ともきっちり協議しながら進めているところでございますけれども、クレ協会に対しまして、その辺は全体の金額は確定していないといった今の状況ではございますけれども、そういうことが予測されるということは申し伝えてあります。

**【加味根】**これは嚴重にクレ射撃協会にも負担を求めように、毅然と対応していただくように要望しておきます。

## ごみ減量化・リサイクルについて

**【加味根】**最後に、ごみの減量化、リサイクルの問題であります。京と地球の共生計画の中でも、省資源・リサイクルの推進が謳われまして、その一つの柱として一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進が掲げられていますけれども、これについての基本的な考え方はいかがでしょうか。

**【循環型社会推進室長】**一般廃棄物を市町村にどう処理していただくかということで、一つは循環基本法にもありますように、3R (Recycle, Reuse, Reduce) をどう進めていくかということでございますので、全体として減らしていくということと、それからリサイクル率も高めていくと。その結果として最終処分量を減らしていくという観点で、循環型社会形成計画の中で目標値を定めて、各市町村に取り組んでいただくということにしております。

**【加味根】**ごみの減量化、リサイクルを推進するというのが京都府の基本的立場だというふうに理解をしたいと思います。その中で、知事がわいわいミーティングでこういう発言をされておまして、波紋を呼んでおります。平成17年6月11日に、リーガロイヤルホテルで行われたものであります。ホームページにも全文掲載されておりますが、ある学生の方が、地方出身の方でして、「京都にやっ来てたら分別しなく

でもいいと聞いたけど、なぜ分別しなくていいのかずっと疑問に思っています。知事、いかがでしょうか。」という質問をされました。これに対して知事は、「処理をする焼却場の能力によっても違います」と。「京都市の場合は大変優秀な焼却場を持っていて、分別しなくてもしっかりと処理ができています」、こう述べられ、「リサイクルの流れを作っていかなければなりません、よく考えてみると車で全部運びますから、あまり分けすぎるとその分だけ返って排気ガスを撒き散らすこともあります」と述べました。ごみの減量化、リサイクルを推進するという、京都府の基本方針に照らして考えますと、いささか方針と違うのではないかと私は感じましたが、この発言は京都府の方針だということでしょうか。

**【循環型社会推進室長】** 基本的には先ほど申し上げましたように、減量する、リサイクルを進めていくという方向にあります。その京都府の方針を受けまして、京都市のほうでも循環型社会に向けての計画を作っておられまして、その中で、減量していく、あるいはリサイクルを高めていくという方向を出しておられます。そのために京都市としても、具体的な減量化のための収集の場合の有料袋制の導入でありますとか、分別のさらに拡大というふうなものを順次、計画をして施設整備等を進めておられます。そういった中で、当面そこまで至っていない部分につきまして、たぶん知事がそういった説明をしたのかなというふうに思っております。

**【加味根】** 京都は議定書の発信地で、地球温暖化防止という点でごみの分別においても減量化、リサイクルが本当に全国に見本を示すような形で推進をしていかなければならない都市です。その知事として、リサイクルの方向、あるいはごみの減量化という方向を大きく異なるこういう発言をされたというのは、非常に重大ではないかというふうには私は思いました。あんまり分けすぎるとその分だけ返って排気ガスを撒き散らすからどうなのかと、疑問を呈されるようなことでは、知事としていかがかというふうに思います。京都市についていいますと、ごみを有料化ということで、ごみの分別収集ということは後景に追いやった形になっており、そこが市民からも大きな批判をされている点になっています。やっぱり京都府知事として、私はごみの減量化、リサイクルでもっと市長や府内の市町村長さんにも大いにその方向で持論を展開する、そういう積極的にイニシアチブを発揮すべきだというふうに思います。いささかこれは問題だなというふうに感じましたので、指摘をさせていただきました。

## **前窪 義由紀** (日本共産党・宇治市及び久世郡)

### **山砂利採取跡地への産廃搬入について**

**【前窪】** 産業廃棄物の不法投棄等の問題についてお聞きします。京都府が04年11月に、京田辺市の農地に建設汚泥などの産廃を10トンダンプ1288台分、これを不法投棄したとして告発し、05年5月28日に日本興産の元社長ら8人が逮捕されました。この事犯については、04年5月、府に匿名の情報提供があり、府が11月に告発していたとの報道があるが、府が産業廃棄物と認定し、告発した経過についてお聞かせください。

**【不法投棄等特別対策室長】** 京田辺市における不法投棄についての質問ですが、これは大阪の建設汚泥の中間処理業者が排出している再生土の事だと認識しています。これについては、ご指摘のとおり04年の5月ですが、京田辺市の農地に、大阪府枚方市にある建設汚泥の中間処理業者が排出した再生土というものが、不法に投棄されたということで、これについて法的対策室、保健所等と必要な調査をし、ご指摘のとおり、04年11月に告発をしているということです。

**【前窪】** 産業廃棄物と府が認定して告発したという理解でよろしいですか。

**【不法投棄等特別対策室長】** 産業廃棄物、つまり、建設汚泥の不法投棄ということを認定し告発しています。

**【前窪】** 逮捕された同日、日本興産は、京田辺に搬入したものは、城陽の山砂利跡地に搬入したものと同じ再生土であり、産業廃棄物でないとの理由で京都府を逆提訴しております。

京田辺に投棄された産廃と、城陽の山砂利採取跡地に搬入された建設汚泥が同じものだとすると、これ

は、ことは重大だと私は思います。山砂利跡地へ搬入された量は、当初 10 トンダンプ 6,000 台と言われていましたが、実際は 15,528 台であり大変な量にのぼっている。市民の 8 割が地下水を飲料水にしている、そういう点で地下水の汚染も心配されています。私は、9 月議会でこの問題を取り上げましたが、広域・地域振興対策特別委員会で山城広域振興局長は「産業廃棄物であるかどうかは、所管部局で調査中」と答弁された。いつから調査に着手しているのか、調査結果はいつ出るのか、この調査結果に基づいて京田辺に搬入したものと同じように産業廃棄物であるということであれば、告発も視野に入れて取り組んでいるのか、お答え下さい。

**【環境政策監】** 京都府では、昨年 6 月から本年度 1 月にかけて、廃棄物処理法に基づいて、関係事業者に対する報告聴取、立ち入り調査等を行ってきました。そして併せて再生土の土質検査や土壤環境調査の実施をしているところです。併せて、山砂利採取跡地への再生土の搬入を停止するよう指導し、17 年 5 月以降は搬入されていないと承知しています。現在、再生土について、それが産廃に該当するかどうかは、この事務が法定受託事務であることから、環境省と協議中であり、その結果をふまえて判断することとしています。また、先程、土壤環境調査を行ったと言ったが、環境基準に定める 26 項目の有害物質について検査した結果、全てについて環境基準に適合している。不検出、あるいは基準以下ということであり、この点で生活環境保全上の支障はないと考えているところです。摘発については、産廃ということの認定が前提になるので今後の検討になります。

**【前窪】** 今、言われました、土壤調査で環境基準をクリアしているとい事と、産業廃棄物であるかどうかは別問題ですから、そういう立場で質問します。どんな調査をやっているのかということですが、私は、今答弁を聞きましたが、昨年 6 月から調査をやっているということでしょう。私は、京田辺に投棄された産廃と、山砂利跡地に搬入された建設汚泥の成分を調査して比較すれば、同じものであるかどうかは、すぐに解ると思うんです。業者は同じものを入れたと言っているんですから、何故それをやらないのですか。

**【環境政策監】** 調査の内容としては、業者に対してどういう形で搬入したのかと、その時にお金の受け渡しについてはどういう風な状況だったのかという様なことについて、非常に根気がいる、時間のかかる作業ですが進めています。それから土壤の性状についても調べている。京田辺に入ったものと、山砂利跡地に入ったものがどういう関係にあるかについて調べている。その結果わかったことは、平成 16 年 3 月から 17 年 5 月にかけて、10 トンダンプで約 16,300 台の再生土が、山砂利業者 5 業者ですが、ここの採取跡地 6 カ所に搬入され、築堤や、搬入路の工事、法面復旧に使用されたということです。ただ先程、すぐに産廃であるかどうかわかるのではないかというお話があったが、産廃かどうかということについては、総合判断説という考え方が判例で定着しており、具体的にいうと、搬入時の性状、特に建設汚泥の場合は、非常にやわらかい泥であるとか、取引価値の有無とかそういうことをいわゆる総合的に判断して調べなければいけないとなっており、現在その辺について環境省へ一定の照会をしているところです。

**【前窪】** 搬入された建設汚泥が、再生土か産廃かどうかについて、昨年 10 月城陽市議会で大きな問題になっていまして、助役は「権限のある京都府において現在調査をしている」「京都府の方が権限を持って帳簿とかを調べることが出来るので、その中から調査結果として確認してまいりたい」と答弁している。今、答弁で言われたが、つまり有価物であるかないか、逆有償という、この調査もやっているということで理解してよいか。

**【環境政策監】** やっています。

**【前窪】** それで、これは京田辺の分が裁判になっていますから、ここで、検察の冒頭陳述があります。「日本興産は京都市営地下鉄から出る汚泥を 10 トン当たり 35,000 円から 50,000 円で受け入れ、関連業者に 100 円で売却、搬出時の費用名目として日本興産側から 10,100 円が支払われる」と、逆有償の実態を暴露している。こうした事も考えるなら、私はもっと迅速に調査結果を出して欲しいと思います。山城広域振興局長は、先の議会の答弁で「城陽市長は、安全な埋め戻しと地下水を守ることが第一で、それが確認できないなら、埋め戻しを中断することもありえると非常に強い姿勢で臨んでいる」と特別委員会で説明さ

れた。府として安全な埋め戻しが出来ていると確認できますか。その後も、日本興産は搬入していないが、その他の業者は、今たくさん入れていますが、これらについてどう考えていますか。

**【企画環境部長】** 城陽の山砂利跡地については、埋め戻しは公共残土を使用して、いわゆる山砂利公社を通じて埋め戻すという仕組みになっています。その他の民間残土については城陽市の条例に基づいて、城陽市のチェックによって、民間残土、築堤とか急崖地に使用されると、こういうルールになっている。埋め戻しについては、山砂利公社できっちりチェックをして、現在も厳正に行われていると理解しています。

**【前産】** いわゆる汚泥等について確認できていないからこういう問題が起こっているのでしょうか。だから、私は、そういう意味で、安全が確認できる、そういう仕組みが出来ない限り、山砂利採取跡地への土砂の搬入、汚泥の搬入をいったん中止すべきだと思います。その事を強く求めておきます。今のままで安全性が確保できないということを示しているのです。埋め戻される残土について、何が、どこから、どれだけ持ち込まれたのか、こうしたチェックを定期的にし、その内容を公表する、こういう仕組みが必要だと思います。汚染の防止には、情報公開と住民の監視が絶対に必要だ。住民が安心できるチェック体制と、それを検証できる仕組みを作る必要があると、私はこの件を通じて、つくづく感じました。その点について、今後の取り組みをどのように考えていますか。

**【企画環境部長】** 先程言ったように、埋め戻しについては公共残土に限る、それについては山砂利公社がきっちりチェックして埋め戻しをする。このシステムを府と公社、まあ山砂利業者ですね、それと城陽市と三者できっちりと仕組みを作って、今現在それが動いています。今回の問題は、それ以外の急崖地等の民間残土の使用による問題であり、埋め戻しの問題とはちょっと違うと思います。ただ先程も言ったように、これは疑いが濃いということで、今のところ搬入は差し止めております。政策監が言ったように、去年の5月から搬入は差し止められているところです。

**【前産】** 城陽市ともよく連携して頂いて、企画環境部として実態をよくつかんで欲しいと思います。公共残土ではとても埋め戻しの量は確保できない。もちろん急崖地の問題もありますが、ですから民間残土が入るわけです。今後必要な埋め立て盛土量というのは、これは、計画によりまして600万立米程度まだ残っているということです。ですから城陽市民のみならずですが、とりわけ城陽市民のみなさんにとっては大変大きな問題なんですね。先に加茂町のフェロシルト問題でも、これは産業廃棄物で危険なものだと、わかっていながら6ヵ月も見逃したと、こういう事があるでしょう。ですから私は、やはり産業廃棄物等をきちっと管理監督する企画環境部が、これは、広域振興局にお任せということではなくて、しっかりチェックする体制をつくって欲しい。こうしなければ今後もこうした問題が起こってくるし、この問題自体の解明が出来ない。この様に思います。しっかりやって頂くように厳しく指摘させて頂いて終わります。

## **梅木 紀秀** (日本共産党・京都市左京区)

### **日本海精錬の鉛汚染について**

**【梅木】** 舞鶴の日本海精錬の問題でお聞きします。12月28日の京都新聞に調査結果が報道され、改めて過去の報道も見てみました。大気の関係、二酸化硫黄の問題、それから排出・排水の鉛の問題、土壤汚染があると思うが、この点で12月28日の新聞では、土壤も工場から120~230m離れた記念館で基準値の1.2倍の含有量だと書いてある。脱硫装置についても、10月に脱硫装置ができたけれども、当初90%削減する脱硫装置をつくると、去年7月の委員会で答弁しているが、これが60%となっている。全体に、この工場、排水なんかは1600倍のということもあるが、どういう調査をし、どういう指導をしているのか、お答え下さい。

**【環境政策監】** 日本海精錬に対しては、問題となって以来、現地特別対策チームを設け、総合的に取り組みをすすめている。一つは、排煙脱硫装置、90%以上二酸化硫黄をカットする装置、それから集塵装置これは鉛対策、こういう公害防止設備をつくること等を指導しており、先程60%カットというお話があった

が、それは簡易の脱硫装置を10月の中旬にとりあえず付けさせたという事で、それによって排煙の中に含まれる硫黄酸化物等についてはかなり改善をされてきています。我々としては、根本的な解決である90%以上カットできる排煙脱硫装置を、この初夏にも設置させるように指導している。それから、いろいろな環境の測定ですが、煙の中に硫黄酸化物が含まれており、記念館周辺に測定装置を設け、連続測定を昨年6月から行っています。それから、土壌についても工場建設地の土壌、泥、樹木等から鉛等について検出をされており、それについても現在調査をしているところです。

**【梅木】**土壌については、現在何カ所、最新の調査はいつですか。

**【環境管理室長】**土壌調査に関しては、昨年12月27日に発表したとおり、1月以降に周辺土壌、農地の調査をし、採集は済み、現在分析をしています。

**【梅木】**1月以降の調査で、どういう様に、何日に何カ所調べたのか。

**【環境管理室長】**1月以降、現地調査で測定地点を計画し、1月末から2月にかけて採取している。約30ポイントを調査している。

**【梅木】**その結果については、いつ発表、報告されるのか。

**【環境管理室長】**現在まだ、分析中で、出来るだけ早く検討の上報告したい。

**【梅木】**建築基準法にも都市計画法にも違反しているという事だが、この違反状態は是正されているのか。

**【環境管理室長】**先程言ったように、現地特別対策チームで土木事務所も入り、今年の初夏を目途に、都市計画法や建築基準法に適合した形で公害防止設備もきちんとした形で整備をさせることを指導している。

**【梅木】**もう一度戻りますが、7月9日の京都新聞をみると、平湾の水質や工場周辺の土壌を初めて調査すると書かれている。ここに書かれた記念館の敷地や中学校の校庭というのはいつ調査していますか。12月8日とは別に前にやっていますか。

**【環境管理室長】**環境の調査をまとめて12月27日に発表したもので、それより前にやっている。

**【梅木】**初めての土壌調査というのは何日に調査やったのか。

**【環境管理室長】**12月8日に実施している。

**【梅木】**それまでに実施していると言ったのに、今聞けば12月8日でしょ。7月9日に土壌を初調査すると言って、12月8日までやってないということになるではないか。先程、京北町の10億円かけて行う土壌運び出しは、境界線で、排水の箇所では鉛が0.11mgでしょう。実際には、去年の6月4日の朝日新聞をみると、鉛の排出基準が1リットルあたり0.1mgに対して、4回調べたら0.12mgから160mg、最高1600倍だ。私はみてびっくりした。こういうものに対して、操業停止も無しに、今そのまま操業していて、建築基準法の違反はある、都市計画法の違反はある、こういう無法を野放しにしていることは駄目だと思う。しっかりと対応して頂きたい。終わります。